

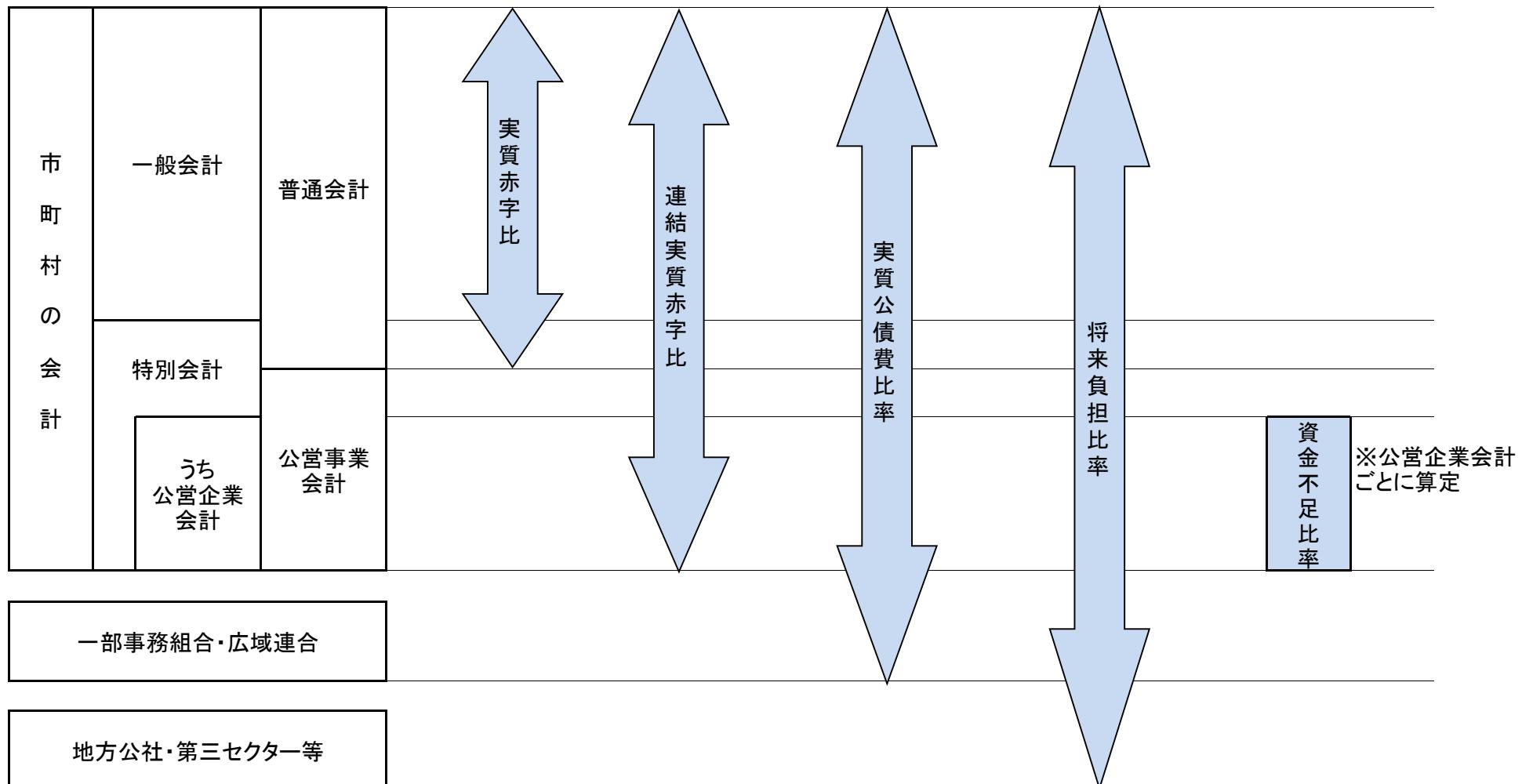
# ニセコ町令和5年度決算に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率 計算表

健全化判断比率……① 実質赤字比率  
② 連結実質赤字比率  
③ 実質公債費比率  
④ 将来負担比率

資金不足比率……① 簡易水道事業特別会計  
(公営企業) ② 公共下水道事業特別会計

ニセコ町総務課財政係

## 健全化判断比率等の対象範囲



一部事務組合……………北海道町村議会議員公務災害補償組合、北海道市町村職員退職手当組合、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村備荒資金組合、羊蹄山ろく消防組合、羊蹄山麓環境衛生組合、後志教育研修センター組合、後志広域連合、北海道後期高齢者医療広域連合

地方公社・第三セクター等・土地開発公社、株式会社キラットニセコ、株式会社ニセコリゾート観光協会

地方公共団体財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による  
令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

## 健全化判断比率

(単位: %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	4.2 6.1	37.9 44.7

※下段の数値は前年度。実質赤字比率及び連結実質赤字比率は無し。(赤字額が無い)

早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

## 資金不足比率(公営企業)

(単位: %)

簡易水道事業特別会計	公共下水道事業特別会計
—	—

※資金不足比率は無し。(資金不足額が無い)

経営健全化基準	20.00
---------	-------

## 各指標の算定内訳

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{0}{3,206,096} \text{千円} = \boxed{- \%}$$

※ 標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額を含む。

[趣旨] 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

[定義] 一般会計等 = 公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、老人保健医療事業を除く会計

実質赤字額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰上げて充用した額  
= 形式赤字 + (継続費の遞次繰越額 + 繰越明許費繰越額 + 事故繰越額 - 未収入特定財源)

※継続費の遞次繰越=履行に数年度を要するものについて、その経費の総額及び年割額を予算で定め、数年度にわたって支出できる経費のうち、年度内に支出の終わらなかったもの

※繰越明許費=予算成立後、年度内に支出が終わらない見込みのあるものについて、翌年度に繰り越して使用することができる経費

※事故繰越=避けることができない事故(災害)のために年度内に経費の使用が終わらないもの

支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払いを翌年度に繰延した額

事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

標準財政規模 = 地方公共団体の一般財源の標準的な収入規模を表すもの(標準税収入額 + 普通交付税 + 地方譲与税)

※ 標準財政規模は臨時財政対策債発行可能を含む。

【趣旨】全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

〔定義〕 連結実質赤字額 = ①及び2の合計額が③及び④の合計額を超える場合の合計額

- ① 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字合計額
- ② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ③ 一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剩余額を生じた会計の資金の剩余額の合計額

実質黒字額 = 歳入(繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額を除く)が歳出を超える場合の当該超える額

①	0 千円	+	②	0 千円	-	③	1,299 千円	-	④	31,647 千円	=	連結実質赤字額					
			国保	1,258		簡水	17,838		後期	41		下水	13,809		農集		負の場合は0

標準財政規模 = 地方公共団体の一般財源の標準的な収入規模を表すもの(標準税収入額+普通交付税+地方譲与税)

(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)

実質公債費比率 =  $\frac{- \text{ (特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$

=  $\frac{- (681,797 + 139,498)}{3,206,096} - \frac{(75,510 + 658,305)}{658,305} = 3.43356\% \text{ (R3)}$  単位:千円

※ 標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額を含む。

[趣旨] 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

[定義] 準元利償還金 = ①から⑤までの合計額

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年間とする元金均等年賦償還をした場合における1年あたりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団への負担金・補助金のうち、組合が起こした地方債の償還に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

① 0	+ 134,505	+ 4,139	+ 53	+ 801	= 139,498 千円
簡水 下水 農集	41001 93504	衛生組合 消防組合	0 4,139	利子助成 その他	10 43

特定財源 = 国や都道府県からの利子補給、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、土地計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税等

特定財源(公営住宅使用料充当額)の算出

公営住宅使用料A 117,029	- 住宅管理費人件費充当 11,030	- 住宅管理費維持管理費等充当 35,063	= 差引き B 70,936
---------------------	---------------------------	------------------------------	----------------------

公債費充当公営住宅使用料 A-B (特定財源額) 70,936 千円
--

公債費充当その他収入 (特定財源額) 4,574 千円
-----------------------------------

実質公債費比率	
実質公債費比率 (単年度)	5.13238
令和3年度	4.18390
令和4年度	3.43356
実質公債費比率 (3か年平均)	4.2 %

$$\begin{aligned}
 \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \\
 &= \frac{A - (B + \text{基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}} = 37.9\%
 \end{aligned}$$

※ 標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額を含む。

[趣旨] 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

[定義] 将来負担額 = 以下(1)から(7)までの合計額

(1) 当該年度の前年度末における一般会計等に係る地方債の現在高

(1)一般会計地方債現在高
6,572,460 千円

(2) 債務負担行為に基づく支出予定額

地方財政法第5条各号に規定する経費で支出が確定している額で一般会計等において実質的に負担が見込まれる額

- ① PFI事業に係るものうち、公共施設又は公用施設の建設事業費等に係る経費の支出予定額
- ② 大規模な宅地開発又は住宅建設に関連して地方公共団体に代わって住宅・都市整備公団等の宅造融資を受けた者が行う公共施設等の建設に要する経費のうち当該地方公共団体が負担する費用の支出予定額
- ③ 国営事業等に対する負担金に係る経費の支出予定額
- ④ 地方公務員共済組合が建設した職員住宅その他の施設の無償譲渡を受けるために支払う賃借料に係る支出予定額
- ⑤ 公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第1号に規定する土地の取得に要する額
- ⑥ ①～⑤のほか、これらに準ずるもの

①PFI	②宅地開発	③国営事業	④職員住宅	⑤公社依頼土地	⑥その他	(2)債務負担行為計
0	0	0	0	0	0	0 千円

(3) 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額(いずれの会計も②で計上)

- ① 現在の繰出基準で元金償還金へ繰出しが予定される債務残高の額
- ② 一般会計等以外の会計の元金償還に係る一般会計等の負担割合を当該年度の前年度末における地方債の現在高に乗じた額

簡易水道会計	下水道会計	農業集落排水会計	(3)繰入見込額計
① 777,600	① 489,104	①	1,301,359
② 830,255	② 471,104	②	経常利益なしの場合①の額 千円

(4) 組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額

羊蹄山ろく消防	+	羊蹄山麓環境衛生	+	後志広域連合	+	後期高齢者連合	+	共済・退職手当	+	その他	=	(4)組合地方債計
61,102		0		0		0		0		0		61,102 千円

(5) 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額(①・②の区分ごとの合計額から退職手当組合加入団体は当該額に比率算定年度の前年度末日に組合が解散するものと仮定した場合に組合に対して納付すべき額又は組合から返還されるべき額を加算若しくは控除した額)

次の①・②の区分ごとの合計額から退職手当組合加入団体にあっては当該額に比率算定年度の前年度末日に組合が解散するものと仮定した場合に組合に対して納付すべき額又は組合から返還されるべき額を加算若しくは控除した額

- ① 一般職(教育長除く)のうちその退職手当を一般会計等において実質的に負担することが見込まれる職員全員が比率算定年度の前年度末日に自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職手当の合計額
- ② 特別職に属する職員(教育長含む)のうちその退職手当を一般会計等において実質的に負担することが見込まれる職員全員が比率算定年度の前年度末日に自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職手当の合計額

①一般職	+	②特別職	-	組合積立・不足額	=	(5)退職手当支給予定額
594,126		24,263		241,995		376,394 千円

(6) 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額

- ① 設立した地方道路公社の負債
- ② 設立した土地開発公社の負債

当該年度の前年度末日における貸借対照表上の負債の額が次に掲げるAからHまでの合計額を超える場合における当該超える額を土地開発公社の負債とする

- A 貸借対照表上の現金及び預金の額
- B 貸借対照表上の事業未収金の額(設立団体による買取りに係る事業未収金は除く)
- C 債務負担行為に基づき取得する1号土地(公共施設又は公用施設のように供する土地)の取得価格
- D ~E及びH 省略
- F 保有する2号土地(住宅地の造成事業)の取得価格又は次に掲げる土地の区分に応じ、当該土地の時価として算定した額のいずれか少ない額
  - a 販売の用に供することができる土地…販売見込額から販売経費等見込み額を控除した額
  - b 販売の用に供することができない土地…当該土地の完成後の販売見込額から造成販売経費等見込み額を控除した額又は近傍類似土地の
- G 貸借対照表上の投資その他の資産額

- ③ 設立した地方独立行政法人の負債
- ④ 設立団体以外の地方公共団体で土地開発公社に債務保証している団体における保証債務
- ⑤ 地方公共団体の損失補償又は保証に係る債務(地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人除く)

①道路公社	+	②土地公社	+	③独立法人	+	④公社保証債務	+	⑤損失補償等	=	(6)設立法人負債負担額
0		0		0		0		0		0 千円

(7) 組合等の連結実質赤字額相当額に係る一般会計等負担見込額

羊蹄山ろく消防	+	羊蹄山麓環境衛生	+	後志広域連合	+	後期高齢者連合	+	共済・退職手当	+	その他	=	(7)組合赤字額計
0		0		0		0		0		0		0 千円

将来負担額の算出

(1)地方債現在高	+	(2)債務負担行為に基づく支出予定額	+	(3)公営企業債等繰入見込額	+	(4)組合等負担等見込額	+	(5)退職手当負担見込額
6,572,460		0		1,301,359		61,102		376,394
	+	(6)設立法人の負債額等負担見込額	+	(7)組合等連結実質赤字額負担見込額	=	将来負担額 A		
		0		0		8,311,315	千円	

充当可能財源 = 以下(1)から(3)までの合計額

(1) 地方債の償還額等に充当可能な基金

自治法第241条の基金のうち次の①～④以外の基金であって、現金、預金、国債、地方債及び政府保証債等として保有しているもの

- ① 災害救助法第37条に定める災害救助基金
- ② 高齢者の医療の確保に関する法律第116条に定める財政安定化基金
- ③ 介護保険法第147条に定める財政安定化基金
- ④ 地方財政法第6条の公営企業に設けられた基金その他法律又は政令の規定により地方債の償還額等に充てることができないと認められる基金

(2) 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入

以下、①～⑤に掲げる特定の歳入に定める合計額

- ① 国庫支出金、都道府県支出金又は他の地方公共団体からの分担金及び負担金
- ② 地方債を原資として貸し付けた当該貸付金の償還金
- ③ 公営住宅の賃料料その他使用料
- ④ 都市計画税

⑤ ①～④に掲げるもののほか、その性質により将来負担額に充てることができると認められると認められる特定の歳入

(3) 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

(1)充当可能基金	+	(2)充当可能特定収入	+	(3)基準財政需要額算入見込額	=	充当可能財源等 B
1,926,456		561,610		4,855,563		7,343,629 千円

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \Rightarrow$$

簡易水道事業	下水道事業
0	0
112,638	46,153

単位：千円

[趣旨] 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

[定義] 資金の不足額(法非適用事業) = [繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高]-解消可能資金不足額

区分	簡易水道事業会計	下水道事業会計
繰上充用額	0	0
支払繰延額	0	0
事業繰越額	0	0
建設改良以外の地方債現在高	0	0
解消可能資金不足額	0	0
資金不足額	0	0

※ 資金不足額が生じない場合、解消可能資金不足額の算定は不要

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から一定額を控除する

繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰上げて充用した額  
= 形式赤字+ (継続費の遅次繰越額+繰越明許費繰越額+事故繰越額-未収入特定財源)

※継続費の遅次繰越=履行に数年度を要するものについて、その経費の総額及び年割額を予算で定め、数年度にわたって支出できる経費のうち、年度内に支出の終わらなかったもの

※繰越明許費=予算成立後、年度内に支出が終わらない見込みのあるものについて、翌年度に繰り越して使用することができる経費

※事故繰越=避けることができない事故(災害)のために年度内に経費の使用が終わらないもの

支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払いを翌年度に繰延した額

事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

区分	簡易水道事業会計	下水道事業会計
営業収益相当収入額a	112,638	46,153
受託工事収益相当収入額b	0	0
事業の規模(a - b)	112,638	46,153